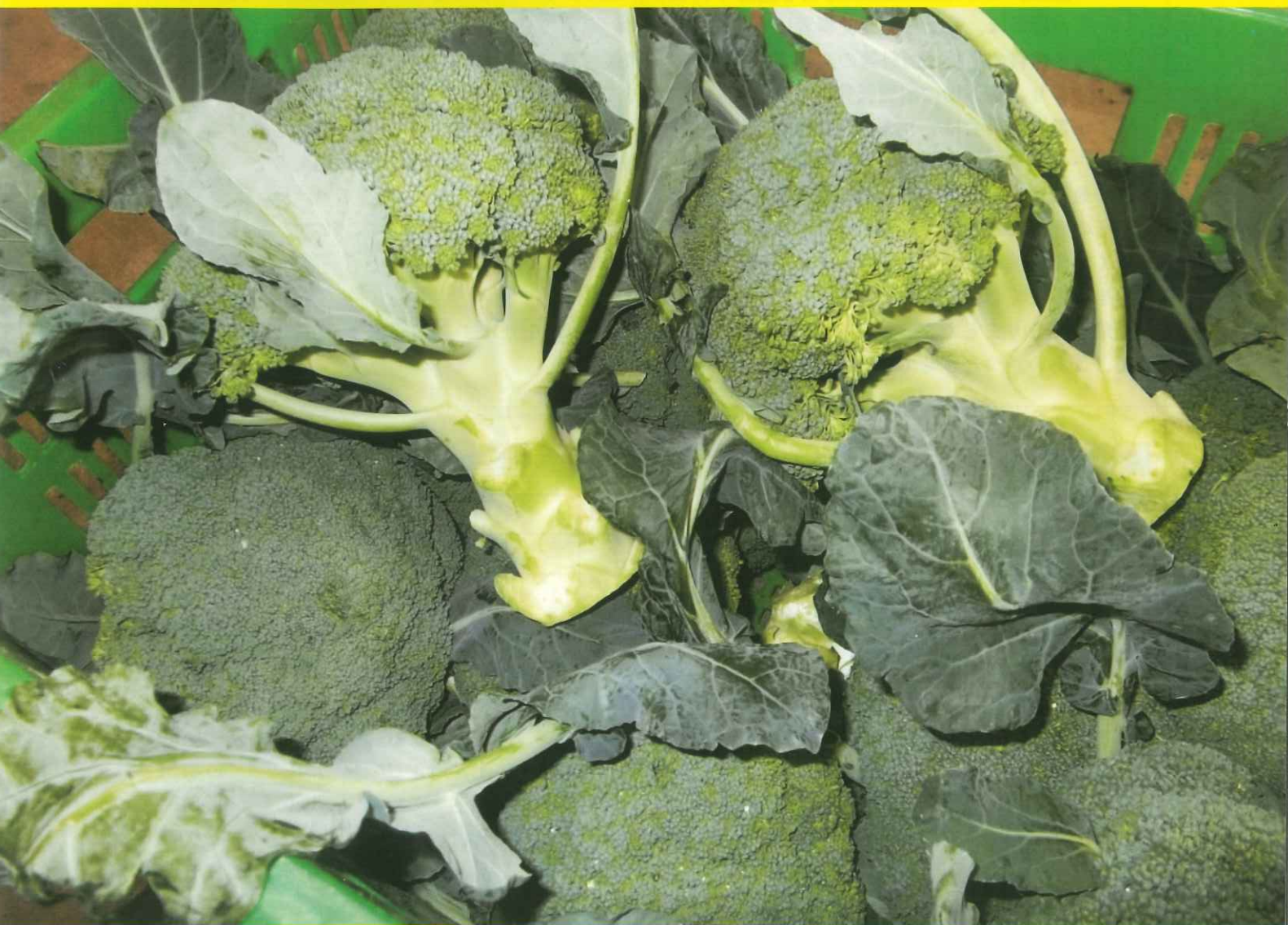


SAKAIDE Agri Topic

農業委員会だより



メインピックアップ

- ・会長挨拶
- ・委員の推薦・応募について
- ・農地中間管理機構
- ・賃借料情報
- ・遊休農地調査
- ・農業者年金
- ・農地法許可申請
- ・農家相談日程

No.36
2022.12.1



坂出市農業委員会

会長 中村康男



日ごとに寒さ厳しくなりつつある折、農家の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より農業委員会活動へのご理解・ご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

今年は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻により、多くの尊い人命が奪われ、武力・暴力による支配が如何に愚かな行為であるかをあらためて感じさせられました。また、新型コロナウイルスの感染拡大が終息することなく第6波・第7波と続き、国内の累計感染者数は200万人を超え、新型コロナウイルスの感染による死亡者数は4万人を超えています。このように波乱に満ちた、激動の一年でありました。その影響は、私たち農業従事者にも及んでいます。原油の高騰による原油を原料とする農業資材等の高騰・燃料の高騰・飼料等の高騰、また、コロナ感染対策による外出自粛により外食産業などの業績悪化により、農作物の消費低迷など日本の農業は大きなダメージを受けました。

本市農業委員会は、18人の「農業委員」と19人の「農地利用最適化推進委員」で連携しながら、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」など、『農地利用の最適化』の推進に向けての取り組みを、従来にも増して強化しているところです。

そのためには地域の農家の皆様と農業委員・推進委員が協力し、一体となってこれまで以上にきめ細かく活動を進める必要がございます。関係者の皆様方におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、新しい年が皆様方にとって良い年となりますよう心よりお祈り申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

農業委員

(会長職務代理)	猪熊 幸雄	林田	47-0668
	梶野 和幸	林田	47-1594
	大原 眞路	加茂	48-1299
	竹内 博文	加茂	48-1930
	吉田 宏明	府中	48-1298
	原 武信	府中	48-1322
	三木 洋一	府中	48-3173
	喜田 清己	川津	46-8507
	吉田 昌治	川津	46-0788
	木下 得代	大屋富	47-0627
(会長)	富木田好正	青海	47-0631
	川田 一博	青海	47-2072
	三野久米吉	高屋	47-0933
	宮本 賢一	王越	42-0765
	中村 康男	西庄	45-0466
	山下 恭生	江尻	45-2752
	石井 淑雄	江尻	45-0141
	山本 茂	福江	45-7567

推進委員

福家 朗夫	林田	47-3274
中條 健朗	林田	47-4438
井上 賀博	加茂	48-0264
西久保 晋	加茂	48-1864
大久保久雄	府中	48-0943
岡野 孝文	府中	48-0875
細谷 秀樹	府中	48-0783
谷口 正行	府中	48-0696
土井 正幸	川津	46-8154
山下 祝	川津	45-8194
乃村 一彦	大屋富	47-0078
品治 正明	青海	47-1555
田中 義久	高屋	47-2326
綾野 富夫	神谷	47-1416
濱崎 郷廣	王越	42-0568
古家 育雄	王越	42-0850
西田 吉徳	西庄	45-4277
山口 豊	江尻	46-9094
渡邊 明彦	谷	45-9703

※上記委員の任期は令和5年7月19日までです

農業委員と農地利用最適化推進委員の 推薦・募集を行います

① 要 件

◎農業委員

農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事務（農地の売買や貸借の許認可、農地転用の意見決定、担い手への農地利用集積、耕作放棄地の発生防止・解消など）を適切に行うことができる方

◎農地利用最適化推進委員

担当区域で、担い手への農地利用集積、耕作放棄地の防止・解消などに熱意と識見を有する方

② 任 期

令和5年7月20日～令和8年7月19日

③ 募集人数

◎農業委員 18人

◎農地利用最適化推進委員 19人

推進委員の担当区域別人数は以下のとおりです。

西庄町	江尻町	旧市・島しょ部	川津町	林田町	加茂町
1人	1人	1人	2人	2人	2人
府中町	王越町	神谷町	高屋町	青海町	大屋富町
4人	2人	1人	1人	1人	1人

④ 募集期間

令和5年3月1日（水）～3月31日（金）

⑤ 推薦・応募の方法

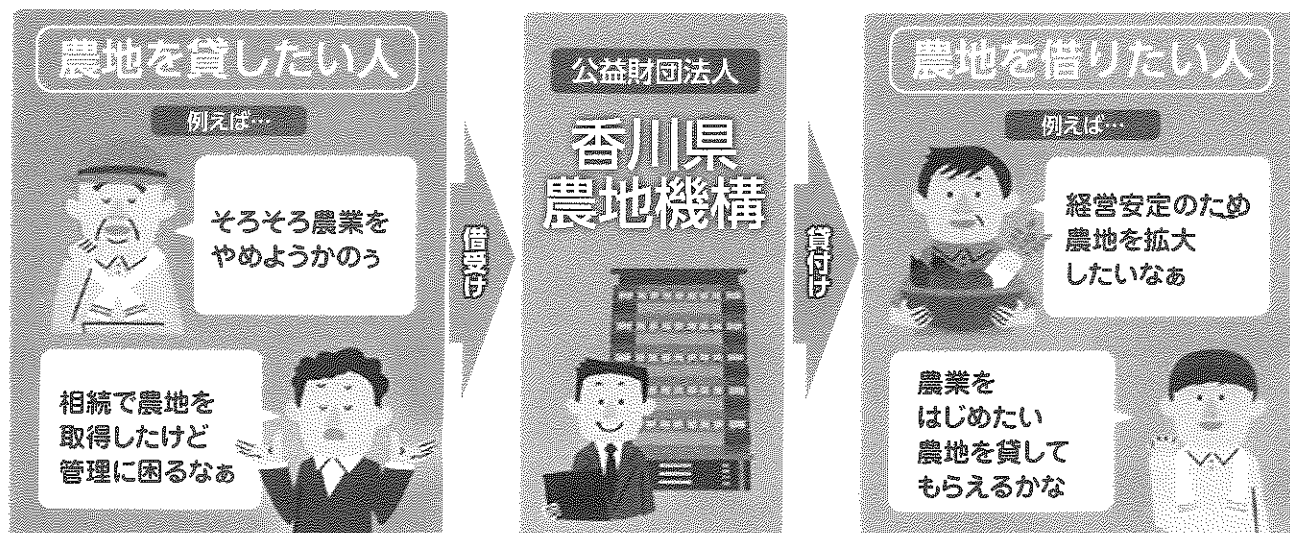
適任と思われる方を本人の同意を得て3人以上か団体代表者名で推薦、または自らの応募により、令和5年3月31日（金）までに、坂出市農業委員会まで所定の書類を提出してください。

※推薦または応募のための書類等の詳しい内容については、坂出市農業委員会事務局までお問合せください。
坂出市農業委員会事務局（44-5013）

農地の貸借には「香川県農地機構」を活用しましょう

農地貸借の仕組み

香川県農地機構が、離農者や規模縮小農家等から農地を借り受け、規模拡大、新規就農等のために貸付けを希望している方に貸し付けます。



農地の貸し手のメリット

- ・農地中間管理機構は公的機関なので安心して農地を貸し付けることができます。
- ・農地の受け手を機構が探し、交渉します。
- ・賃料は機構から支払われ、契約期間が満了すれば農地は確実に戻ります。
- ・要件を満たせば、国の協力金の交付を受けることができます。

農地の借り手のメリット

- ・個々の農地の所有者と交渉する必要がなく、契約や賃料の支払いも手間なくできます。
- ・まとまった農地の借入れや分散した農地の集約化が可能となり、農作業の効率化が図れます。
- ・新規就農者や農業参入企業なども農地が借りやすくなります。

香川県農地機構は、農地の借受け・貸付けの中間的受け皿となり、農業の担い手への農地の集積・集約化を進める香川県知事指定の安心できる機関です。

公益財団法人 香川県農地機構

〒761-8078 高松市仏生山町甲263番地1 TEL(087)816-3955



月4回金曜日発行

購読料：月700円[送料、税込み]

全国農業新聞とは

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。また、多くの読者の皆様に満足して頂けるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。さらに、全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。

購読するには

「全国農業新聞」は、市役所農業委員会で購読の申し込みを受け付けています。お電話等でお申し込みください。

賃借料情報

令和3年1月～令和3年12月までに公告（締結）された利用権設定は313件で、その内賃貸借権（有償）によるものが213件（約68%）、使用貸借権（無償）によるものが100件（約32%）でした。以下に示す賃借料水準は、令和3年に公告（締結）された利用権設定の内、賃貸借権による契約のデータをもとに10aあたりの賃料を集計したものです。こちらはあくまでも目安としての情報提供ですので、状況に応じて貸し手・借り手双方で協議のうえ、決定してください。

1. 田（水稻の部）

地区名	平均額（円）	最高額（円）	最低額（円）	筆数	備考
加茂地区	14,700	15,000	7,000	38	
江尻地区	7,700	10,000	3,000	29	
松山地区	15,000	50,000	2,000	92	
西庄地区	10,000	15,000	5,000	12	
川津地区	10,000	10,000	10,000	49	
府中地区	8,000	10,000	4,500	40	
林田地区	12,000	30,000	5,000	105	
（参考）坂出市平均	11,900				

※1. 金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

※2. 田、畑については耕作状況により分類しています。

※3. 賃借料の支払い方法について、物納および賃借料水準（10a当たり）での締結でないものは含んでいません。

2. 畑（普通畑の部）

地区名	平均額（円）	最高額（円）	最低額（円）	筆数	備考
加茂地区	15,000	15,000	15,000	10	
江尻地区	20,600	40,000	10,000	9	
松山地区	30,700	40,000	2,000	79	
西庄地区	5,000	5,000	5,000	1	
府中地区	1,200	1,200	1,200	2	
林田地区	19,100	40,000	5,000	22	
（参考）坂出市平均	25,900				

農地パトロール（利用状況調査）を実施



農業委員会では、毎年農地パトロール（利用状況調査）を実施して、市内の遊休農地の実態把握を行っています。

遊休農地は病害虫の発生をまねき、それらが近隣の民家に侵入するなどの被害が発生するほか、農道や水路の機能低下の原因となり周辺の農地に悪影響を及ぼす恐れがあります。

周辺住民の方々や近隣の農地で耕作されている方々に迷惑をかけないためにも食糧生産の基盤である農地に復元できるよう、遊休農地の解消に向けご協力をよろしくお願いします。

※なお、調査により発見した遊休農地につきましては、農地の所有者に対する利用意向調査を実施し、その回答によって農地中間管理機構等との協議等を行うなど遊休農地の解消に向け取り組んでまいります。また、調査の際に機構等への貸付けの意思を表明しない、または、自ら耕作の再開を行わないなど、遊休農地を放置している場合には課税強化が行われる可能性があります。

終身年金で
安心!

農 知 業 っ 者 て 年 得 金 す る

農業者の方は、国民年金の上乗せの
公的な年金「農業者年金」に加入して
安心で豊かな老後を!



ポイント

1

農業者なら誰でも入れる「終身年金」です!

ポイント

2

一定の要件を満たす方には、
月額最大1万円の保険料の国庫補助

ポイント

3

保険料は全額社会保険料控除の対象
など、生涯を通じて大きな節税効果!

詳しくは… 農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



農業者なら誰でも入れる「終身年金」です！

●年間60日以上農業に従事している、国民年金の第1号被保険者（保険料免除者を除く。）である20歳以上60歳未満の方又は60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者が加入できます。

●高齢農家世帯の家計費は、月額約22万円というデータがあります。

国民年金の支給額は、最大で一人あたり月約6万5千円。これを夫婦でもらっても毎月約10万円の赤字ですので、国民年金の上乗せ年金として農業者年金に加入しましょう。

●農業者年金は、積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い。

●農業者年金は、経営状況や老後の生活設計に応じて、保険料を加入後いつでも月2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）～6万7千円の範囲で、千円単位で変更でき、年払いもできます。また、途中で脱退・再加入もできます。なお、脱退した場合、払った保険料は年金を受給するまで運用し続け、加入期間に関わらず、年金として受給できます。（脱退一時金はありません。）

試算表 農業者年金に加入すれば～ 農業者年金の受給額の試算

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料 納付総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	58万円	49万円	1,243万円	1,315万円
		2万円	960万円	76万円	64万円	1,635万円	1,730万円
30歳	30年	1万円	660万円	45万円	38万円	968万円	1,024万円
		2万円	720万円	50万円	43万円	1,085万円	1,148万円
40歳	20年	2万円	480万円	30万円	25万円	642万円	680万円
50歳	10年	2万円	240万円	13万円	11万円	286万円	303万円

※上のケースは、通常加入で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.30%となった場合の試算です。受給総額は65歳の時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の19年間（令和2年度まで）の運用利回りの平均は、年率2.97%です。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和4年度は0.30%となっています。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は月額2万円で加入した場合です。

死亡一時金もあり安心

80歳前に死亡した場合には、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を一時金として遺族が受け取れます。※加入期間等により保険料の払込額を下回る場合があります。

一定の要件を満たす方には、 保険料の国庫補助があります。

認定農業者又は認定就農者で青色申告の方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額2万円の保険料のうち最高1万円、通算で最大216万円）があります。

この国庫補助は、経営継承など一定の要件を満たせば、将来特例付加年金として受給できます。また、経営継承の時期についての年齢制限はなく、事情に応じて受給の時期を決められます。

生涯を通じて税制面で大きな優遇措置があります。

- 支払った保険料は、同一生計の家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・個人住民税・復興特別所得税が節税になります。（支払った保険料の15%～30%程度が節税）。
- 保険料の運用益が非課税
- 将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。
- 死亡一時金は非課税です。

事務経費は国が負担しているため、払った保険料の全額が運用されます。

農業者年金の内容やご相談については、
最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金に
お問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

●専門相談員

●企画調整室

TEL：03-3502-3199

TEL：03-3502-3942

農地の売買・転用には 農地法の許可が必要です

農地の売買や貸借、また転用する場合は、農地法第3条、第4条、第5条により、それぞれ市の農業委員会もしくは県知事の許可が必要になります。

また、農地の権利を相続等で取得したときは、農地法第3条の3第1項により、農業委員会に届け出が必要です。

農地法第3条

- ・農地を農地のままで売買や貸借をする場合に必要です。
- ・この場合、農地を譲り受ける方について、申請地を含めて30アール（3,000㎡）以上の農地を耕作していなければ許可になりません。

農地法第4条

- ・農地の所有者自らが、農地の転用を行う場合に行うもので、香川県知事の許可が必要です。

農地法第5条

- ・農地の転用を目的として、所有権や賃貸借権などの権利を移転もしくは設定する場合に行うもので、香川県知事の許可が必要です。

※この他に、自己の農地の保全または利用上必要な耕作用の道路、用排水路の施設や、農業経営上必要な納屋、畜舎等の施設（転用面積200㎡未満に限る）に転用する場合は、転用許可ではなく非農地の証明が必要となります。

詳しくは農業委員会までご相談ください。

令和5年の農家相談日程は以下のとおりです。

令和5年農家相談日程

月日	開会時間	開催場所
1月10日（火）	午前9時～11時	坂出合同庁舎3階会議室
2月7日（火）	午前9時～11時	坂出合同庁舎3階会議室
3月7日（火）	午前9時～11時	坂出合同庁舎3階会議室
4月7日（金）	午前9時～11時	坂出合同庁舎3階会議室
5月8日（月）	午前9時～11時	坂出合同庁舎3階会議室
6月7日（水）	午前9時～11時	坂出合同庁舎3階会議室
7月7日（金）	午前9時～11時	坂出合同庁舎3階会議室
8月7日（月）	午前9時～11時	坂出合同庁舎3階会議室
9月7日（木）	午前9時～11時	坂出合同庁舎3階会議室
10月10日（火）	午前9時～11時	坂出合同庁舎3階会議室
11月7日（火）	午前9時～11時	坂出合同庁舎3階会議室
12月7日（木）	午前9時～11時	坂出合同庁舎3階会議室



※左記の日程については、諸事情などにより一部変更となる場合もあります。